



資本の定義が変わる！

ROE が変わる！

制度調査部

吉井 一洋

株主資本と純資産は異なる項目として定義

【要約】

ASBJの「貸借対照表表示検討専門委員会」では、貸借対照表の資本の表示方法について検討を行っている。

現在までのところ、資産・負債の差額を「純資産」とし、これを資本金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式（控除項目）からなる「株主資本」とそれ以外の純資産とに区分する案が示されている。新株予約権、繰延ヘッジ損益、少数株主持分は株主資本以外の純資産に含めることとされている。

現行の財務諸表では、「資本の部」＝「純資産」＝「株主資本」である。新しい表示方法では、「資本の部」という表示はなくなり、さらに「純資産」と「株主資本」とは異なる項目として定義される。この結果、(株主)資本の範囲や、ROEの計算方法などが大きく変更されることになる。

改正後の表示方法は、2006年4月1日以後開始事業年度から適用される予定である。

1. 検討の経緯と討議資料

(1) 専門委員会の設置

ASBJ(企業会計基準委員会)は、2005年2月28日に第一回の「貸借対照表表示検討専門委員会」を開催し、貸借対照表の貸方科目(特に資本などの部分)の表示方法について検討を続けている。

ASBJが2004年12月28日に公表したストック・オプションの会計基準の公開草案では、借方に人件費(給与手当等)を費用計上すると共に、貸方ではストック・オプションを資本でも負債でもない中間区分として計上することとしていた。しかし、このような「中間区分」を設けることには異論が多かった。そこで「別途早急に貸借対照表における貸方項目の区分表示のあり方全般について検討を行うこととし、その検討の中でストック・オプションに対応する金額の表示区分について引き続き議論する」ために、貸借対照表表示検討専門委員会が設けられた。具体的な検討対象項目は「新株予約権」、「少数株主持分」、「繰延ヘッジ損益」とされた。

(2) 討議資料の内容を反映

貸借対照表表示検討専門委員会では、2004年7月に公表(9月に一部修正)された討議資料「財務会計の概念フレームワーク」も考慮しながら議論されてきた。というよりも、検討を開始するきっかけこそストック・オプションの表示区分問題であったが、実際にはむしろ「討議資料」の内容を積極的に取り入れるために議論が行われている傾向がある。

「討議資料」は、わが国の現行の会計基準及び将来の会計基準設定の拠りどころとなる基本概念を整理したものである。ASBJが正式に承認したものではないため、基準書ではなく討議資料として位置づけられている。しかし、検討に当たってはASBJが主導的な役割を果たした。

この「討議資料」では「資産」、「負債」を定義した上で、その差額を「純資産」と定義している。その上で、純資産を次のように区分している。

資本：株主(連結財務諸表の場合は親会社株主)に帰属

その他の要素

- ア．株主以外に帰属するもの（少数株主持分など）
- イ．いずれにも帰属しないもの（その他有価証券評価差額、為替換算調整勘定等の「リスクから解放」されていない投資の成果など）

「討議資料」では、さらに「包括利益」という概念を導入している。「包括利益」とは、ある事業年度内の純資産の変動額のうち、報告企業の株主、子会社の少数株主、及び将来それらになりうるオプション所有者との直接の取引に起因しない部分をいう。「包括利益」は「純利益」と「その他の包括利益」とに区分される。「その他の包括利益」には、その他有価証券評価差額や為替換算調整勘定などが含まれる。

ただし、討議資料では、「包括利益」を「純利益」に代替しうるものとは考えていない。当期の成果を表す指標としては、依然、「純利益」を重視している。その結果、「純利益」を生み出す投資の正味ストックとして、上記「資本」を純資産の一部として区分して定義している。

2. これまでに示された案

専門委員会では、従来の「資本の部」にあたる部分について、その内容と表示方法を次のように改める方向で検討している。

- (1) 資産と負債の差額を「純資産」の部として表示する。…討議資料の「純資産」に該当
- (2) 純資産の部に含まれる項目に、以下を追加する。
 - ：個別・連結財務諸表両方…「新株予約権」、「繰延ヘッジ損益」
 - 連結財務諸表のみ…「少数株主持分」
- (3) 純資産の部を、下表のように区分する。

新しい「純資産の部」の内訳		現行の貸借対照表	討議資料での対応する概念
「株主資本」：資本金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式(控除項目)		資本の部（＝株主資本） ・自己株式は「資本の部」全体の控除項目	「資本」（上記1の(2)の ）
「株主資本」以外			「その他の要素」（上記1の(2)の ）
a.	その他有価証券評価差額金、土地再評価差額金（以上は個別・連結）、為替換算調整勘定（連結のみ）が含まれる 繰延ヘッジ損益(個別・連結)		「いずれにも帰属しないもの」（上記1の(2)の のイ)
b.	新株予約権(個別・連結)	負債	「株主以外に帰属するもの」（上記1の(2)の のア)
c.	少数株主持分（連結のみ）	資本と負債の中間区分	

「株主資本」以外の純資産については、「その他の純資産」としてまとめて表示した上で、細目として、a～cを細目として表示する方法と、「その他の純資産」の a～cを別々に表示する方法が検討されている。

aの項目名としては、「その他包括利益累積額」又は「評価・換算差額」が示されている。しかし、改正案ではそもそも「包括利益」の表示を導入していない。したがって、前者については、そのような段階で「その他包括利益」と表示するのは違和感があるとの指摘がなされている。

子会社の個別財務諸表上の aの部分については、報告会社（親会社）の連結財務諸表においては、少数株主に帰属する部分を c.少数株主持分、それ以外は a.に計上する。

現行の財務諸表では、繰延ヘッジ損益には税効果会計は適用されておらず、そのままの金額を資産・負債に計上しているが、改正案では税効果相当額を除いた金額を a.に計上する。

参考までに改正案の表示方法による財務諸表と現行の財務諸表と比較すると以下のとおりである。

個別財務諸表(概略)

(単位:億円)

改正案の表示項目		現行の個別財務諸表	
案 1	案 2		
純資産の部	純資産の部	負債の部	
・株主資本	・株主資本	繰延ヘッジ利益 ³	30
1. 資本金 140	1. 資本金 140	新株予約権	15
2. 資本剰余金 ¹ 110	2. 資本剰余金 ¹ 110		
3. 利益剰余金 ¹ 180	3. 利益剰余金 ¹ 180	資本の部	
4. 自己株式 30	4. 自己株式 30	・資本金	140
株主資本合計 400	株主資本合計 400	・資本剰余金 ¹	110
		・利益剰余金 ¹	180
・その他の純資産	・評価・換算差額 ²	・その他有価証券	
1. 評価・換算差額 ²	1. その他有価証券	評価差額金	30
(1) その他有価証券	評価差額金	・土地再評価差額金	15
評価差額金 30	2. 繰延ヘッジ損益 ⁴ 18	・自己株式	30
(2) 繰延ヘッジ損益 ⁴ 18	3. 土地再評価差額金 15		
(3) 土地再評価差額金 15	評価・換算差額合計 63		
評価・換算差額合計 63	・新株予約権		
2. 新株予約権 15	新株予約権 15		
その他の純資産合計 78			
純資産合計 478	純資産合計 478	資本合計	445

1 内訳は省略している。 2 他に「その他包括利益累積額」として表示する案がある。

3 税効果会計負適用 4 税効果相当額 12 を控除後の金額

(出所)企業会計基準委員会の資料に基づいて作成

連結財務諸表(概略)

(単位:億円)

改正案の表示項目		現行の連結財務諸表	
案 1	案 2		
純資産の部	純資産の部	負債の部	
・株主資本	・株主資本	繰延ヘッジ損益 ²	30
1. 資本金 140	1. 資本金 140	新株予約権	15
2. 資本剰余金 110	2. 資本剰余金 110		
3. 利益剰余金 180	3. 利益剰余金 180	少数株主持分	60
4. 自己株式 30	4. 自己株式 30	資本の部	
株主資本合計 400	株主資本合計 400	・資本金	140
		・資本剰余金	110
・その他の純資産	・評価・換算差額 ¹	・利益剰余金	180
1. 評価・換算差額 ¹	1. その他有価証券	・その他有価証券	
(1) その他有価証券	評価差額金	評価差額金	30
評価差額金 30	2. 繰延ヘッジ損益 ³ 18	・土地再評価差額金	15
(2) 繰延ヘッジ損益 ³ 18	3. 土地再評価差額金 15	・為替換算調整勘定	15
(3) 土地再評価差額金 15	4. 為替換算調整勘定 15	・自己株式	30
(4) 為替換算調整勘定 15	評価・換算差額合計 78		
評価・換算差額合計 78	・新株予約権		
2. 新株予約権 15	新株予約権 15		
3. 少数株主持分 60			
その他の純資産合計 153	・少数株主持分 60		
純資産合計 553	純資産合計 553	資本合計	460

1 他に「その他包括利益累積額」として表示する案がある。

2 税効果会計不適用 3 税効果相当額 12 を控除後の金額

(出所)企業会計基準委員会の資料に基づいて作成

4.変更による影響

(1)株主資本の定義の変更

現行の財務諸表では、「資本の部」全体を「株主資本」として捉えている。「資本の部」には「その他有価証券評価差額金」、「土地再評価差額金」、「為替換算調整勘定」などが含まれている。一方、改正案の表示方法による「株主資本」には、これらの項目は含まれない。

この「株主資本」の定義は、「純利益」を生み出す「資本」を「純資産」の中で区分して表示するという討議資料の考え方を反映したものであり、単なる表示科目名の変更ではない。

IASB や米国の概念基準書では、資産から負債を控除した差額を「持分 (equity)」（米国では営利企業の場合は「equity」、非営利組織体の場合は「net assets」と呼んでいる）としている。「持分 (equity)」のうち「純利益」を生み出す基となった部分のみを「株主資本」とする考え方は示されていない。

したがって、改正案が実現した場合は、「株主資本」は、わが国の現行基準とも海外の基準とも異なる内容のものを示すことになる。

少数株主持分については、改正案では「株主資本」以外の純資産に含めている。これに対し IASB の概念基準書では「持分 (equity)」に含めている。負債や中間区分に表示しない点では共通している。一方、米国の場合、現行の実務上は少数株主持分をどこに表示するかは定まっていない。

(2)ROE・自己資本比率への影響

ROE への影響

ROE は自己資本利益率とも株主資本利益率とも呼ばれる。最近では後者の名称で呼ばれることが多い。現行の財務諸表では、自己資本も株主資本も純資産も同じものを示しているため、問題は生じない。しかし、改正案では、純資産と株主資本は異なるものを示すことになる。その結果、ROE の計算方法が変更されることになる。

3 ページの企業の連結ベースの当期純利益が 50 億円（子会社の少数株主利益控除前の当期純利益は 60 億円）であったとする。この場合、連結 ROE は現行の財務諸表に従えば、10.9%となる。

$$\text{ROE} = 50 \text{ 億円} \div 460 \text{ 億円(資本の部)} = 10.9\%$$

一方、改正案による株主資本を分母とした場合、純資産を分母とした場合(さらに、少数株主持分を含む場合と含まない場合とに分ける)、ROE はそれぞれ次のようになる。

株主資本を分母とした場合

$$\text{ROE} = 50 \text{ 億円} \div 400 \text{ 億円(株主資本)} = 12.5\% \quad \text{注}^1$$

注 1 株主資本に将来の株主候補の持分として新株予約権を加えた額を分母とすることや、さらに少数株主持分を加えた額を分母とすることも考えられる。これらの場合の ROE は次のとおりである。

$$\cdot \text{分母を株主資本 + 新株予約権とした場合の ROE} = 50 \text{ 億円} \div (400 \text{ 億円} + 15 \text{ 億円}) = 12.0\%$$

$$\begin{aligned} \cdot \text{分母を株主資本 + 新株予約権 + 少数株主持分とした場合の ROE} \\ = 60 \text{ 億円(子会社の少数株主利益控除前の当期純利益, の注 2 参照)} \\ \div (400 \text{ 億円} + 15 \text{ 億円} + 60 \text{ 億円}) \\ = 12.6\% \end{aligned}$$

純資産（少数株主持分を除く）を分母とした場合

$$\text{ROE} = 50 \text{ 億円} \div (553 \text{ 億円} - 60 \text{ 億円}) = 10.1\%$$

純資産（少数株主持分を含む）を分母とした場合

$$\text{ROE} = 60 \text{ 億円(少数株主利益控除前の当期純利益}^2) \div 553 \text{ 億円} = 10.8\%$$

注2 分母に少数株主持分を含める場合は、分子においても少数株主利益を控除せず含めるものと思われる。

米国基準やIASBの場合は、ROEは かの方法によると思われる。

の新しい「株主資本」を分母としてROEを算出する場合は、現行基準とも海外基準とも異なるROEが算出される。分母から有価証券評価差額金などが除外されるため、有価証券評価差額金などがプラスの場合は、現行基準や海外基準よりも高めのROEが算出されることになり、国内外の投資家（特に海外の投資家）をミスリードする可能性がある。

、の方法でROEを計算した場合、新株予約権や繰延ヘッジ損益、の場合はさらに少数株主持分が分母に含まれるため、わが国の現行の財務諸表による場合と異なる結果となる。ただし、これら、の方法によれば、海外基準と類似の方法でROEが算定されることになるものと思われる。したがって、こちらの方が海外投資家をミスリードすることは少ないと思われる。もっとも、従来は株主資本利益率と呼ばれていたものが、わが国では純資産利益率と呼ばれることになる。

自己資本比率への影響

3ページの例で、現行の連結財務諸表での負債（繰延ヘッジ利益や新株予約権を含む）が600億円だったとする。現行の自己資本比率は次のとおりである。

$$\begin{aligned} \text{現行の自己資本比率} &= \text{資本の部 460 億円} \\ &\div (\text{負債 600 億円} + \text{少数株主持分 60 億円} + \text{資本の部 460 億円}) \\ &= 41.1\% \end{aligned}$$

改正案によれば、株主資本のみを分子とした場合、将来の株主候補も含めるため株主資本と新株予約権を含めた純資産（少数株主持分を含む場合と含まない場合）を分子とした場合の自己資本比率は次のようになる。

$$\begin{aligned} &\text{株主資本を分子とした場合の自己資本比率} \\ &\text{分母の資産・負債の合計額は改正前後でも変わらないので 1,120 億円} \\ \text{自己資本比率} &= \text{株主資本 400 億円} \div 1,120 \text{ 億円} \\ &= 35.7\% \end{aligned}$$

注3 株主資本に将来の株主候補として新株予約権を加えた額を分子とすることや、さらに少数株主持分を加えた額を分子とすることも考えられる。これらの場合の自己資本比率は次のとおりである。

- ・分子を株主資本 + 新株予約権とした場合の自己資本比率

$$= (400 \text{ 億円} + 15 \text{ 億円}) \div 1,120 \text{ 億円}$$

$$= 37.1\%$$
- ・分子を株主資本 + 新株予約権 + 少数株主持分とした場合の自己資本比率

$$= (400 \text{ 億円} + 15 \text{ 億円} + 60 \text{ 億円}) \div 1,120 \text{ 億円}$$

$$= 42.4\%$$

$$\begin{aligned} &\text{純資産(少数株主持分を除く)を分子とした場合の自己資本比率} \\ &= (553 \text{ 億円} - 60 \text{ 億円}) \div 1,120 \text{ 億円} \\ &= 44.0\% \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} &\text{純資産(少数株主持分を含む)を分子とした場合の自己資本比率} \\ &= 553 \text{ 億円} \div 1,120 \text{ 億円} \\ &= 49.4\% \end{aligned}$$

の株主資本を分子とする方法で自己資本比率を計算する場合、現行基準とも海外基準とも異なる自己資本比率が算出される。分子が小さくなるため、現行基準や海外基準よりも低めの自己資本比率が算出される。

、 の純資産を分子とする方法で自己資本比率を計算した場合、新株予約権や繰延ヘッジ損益、 の場合はさらに少数株主持分が分子に含まれるため、わが国の現行基準とは異なる自己資本比率が算出される。ただし、これら 、 の方法によれば、海外基準と類似の方法で自己資本比率が算定されることになるものと思われる。

(3)会計処理への影響

新株予約権関連

専門委員会では、貸借対照表の表示方法は変更するが、会計処理方法については変更しない方向で検討している。例えば、ストック・オプションが権利消滅した場合は、ASBJが2004年12月28日に公表したストック・オプションの会計基準の公開草案では、戻入益が発生することとされているが、この点は変更は無い。ストック・オプション以外の新株予約権が権利消滅した場合も同様である。

新株予約権については、会計上のみならず、税務上も負債には該当しないと思われるため、税効果会計で調整する必要はない。

繰延ヘッジ損益

繰延ヘッジ損益については、会計上は資産・負債から資本の部に繰り入れるのに対し、税務上は資産・負債となるため、新たに税効果会計を適用することになる。

貸付金・借入金等を金利スワップでヘッジし、繰延ヘッジ会計を適用した場合、これまで繰延ヘッジ損益は資本ではなく資産・負債に計上されていたため、資本の部は影響を受けなかった。しかし、新しい表示方法案の下では、金利スワップの繰延ヘッジ損益が「純資産」の部に計上されるため、金利スワップの時価の変動に伴い、「純資産」の部が変動することになる。一方、貸付金・借入金と金利スワップが一体であると認められる様な方法でヘッジした場合は、金利スワップを時価評価しない特例処理が認められている。この特例を適用する場合は、新しい表示方法案の下でも、「純資産」の部は変動しない。即ち、改正後は金利スワップの特例を適用できる場合とできない場合とで純資産の受ける影響は大きく異なることになる。

在外子会社の純資産の換算

純資産項目が変わることにより、在外子会社の純資産項目の換算方法が影響を受ける。

5.適用時期

新しい貸借対照表の表示方法については、基準及び適用指針の公開草案を夏頃までには公表して意見を募集し、その後、正式な基準・適用指針を確定する予定である。適用時期は、ストック・オプションの会計基準の適用時期に合わせ、2006年4月1日以後開始事業年度からを予定している。

適用初年度において、これまで（現行）の資本の部を表示するよう義務付けるか否かについては、今後さらに検討される。